

「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」答申(案)に関する  
パブリックコメントに対する委員会の考え方  
**【概要版】**

(注意事項)

- 提出されたパブリックコメントの区分については、原則として提出された通りの区分に従って分類しています。
- ただし、特に区分について明示されていないものや、他の区分に入れた方が適切だと思われるものについては、事務局において分類しています。

## 1 提出意見数

### (1) 事業分野別

- ・ 通信関係事業者 3 件
- ・ 放送関係事業者・団体 5 2 件
- ・ その他の事業者・団体 1 6 件
- ・ 匿名の法人 1 件
- ・ 個人 8 0 件

合 計

1 5 2 件

### (2) 提出方法別

- ・ 電子メール 1 4 2 件
- ・ F A X 3 件
- ・ 郵送 1 件
- ・ 電子メール及び郵送 6 件

合 計

1 5 2 件

※ 各々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、事務局の判断により行った。

## 2 意見提出者（五十音順）

### (1) 通信関係事業者

- ・ イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
- ・ KDDI 株式会社
- ・ ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

### (2) 放送関係事業者・団体

- ア 地上テレビ放送関係事業者・団体
  - ・ 朝日放送株式会社
  - ・ 北日本放送株式会社
  - ・ 株式会社熊本県民テレビ
  - ・ 札幌テレビ放送株式会社
  - ・ 静岡放送株式会社
  - ・ 中京テレビ放送株式会社
  - ・ 株式会社中国放送
  - ・ 株式会社チューリップテレビ
  - ・ 株式会社TBSテレビ
  - ・ 株式会社テレビ朝日
  - ・ 株式会社テレビ信州
  - ・ 株式会社テレビ東京
  - ・ 株式会社テレビ新潟放送網
  - ・ 富山テレビ放送株式会社
  - ・ 株式会社新潟総合テレビ
  - ・ 日本テレビ放送網株式会社
  - ・ 日本放送協会
  - ・ 社団法人日本民間放送連盟
  - ・ 広島テレビ放送株式会社
  - ・ 株式会社福岡放送
  - ・ 株式会社フジテレビジョン
  - ・ 株式会社毎日放送

(注1) 事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたものです。

(注2) 個人の氏名やその他属性に関する情報については、非公表としています。

(注3) 意見公募要領に則り提出されなかった意見については、本意見募集に対して提出された意見としては受領しておりません。

### イ 山形放送株式会社

- ・ 山口放送株式会社
- ・ 株式会社山梨放送
- ・ 讀賣テレビ放送株式会社
- イ 地上ラジオ放送関係事業者
  - ・ 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ
  - ・ 株式会社日経ラジオ社
  - ・ 株式会社文化放送

### ウ BS放送関係事業者

- ・ 株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング
- ・ 株式会社ビース朝日
- ・ 株式会社BSジャパン
- ・ 株式会社BS-TBS
- ・ 株式会社BS日本
- ・ 株式会社放送衛星システム
- ・ 株式会社WOWOW

### エ CS放送関係事業者・団体

- ・ 社団法人衛星放送協会
- ・ CS放送成人番組倫理委員会
- ・ ジュピターサテライト放送株式会社
- ・ スカパーJSAT株式会社

### オ 有線放送関係事業者・団体

- ・ 株式会社上田ケーブルビジョン
- ・ 大分ケーブルテレビコム株式会社
- ・ ケーブルテレビ無線利活用促進協議会
- ・ J:COMグループ代表 株式会社ジュピター・テレコム
- ・ ジュピターショップチャンネル株式会社
- ・ 株式会社中海テレビ放送
- ・ 日本海ケーブルネットワーク株式会社

### カ ソシアルメディア

- ・ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- ・ よさこいケーブルネット株式会社
- カ その他の事業者・団体
  - ・ 特定非営利活動法人Our Planet-TV
  - ・ 株式会社エフエムわいわい
  - ・ 日本民間放送労働組合連合会

### (3) その他の事業者・団体

- ・ 特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構
- ・ 経済産業省
- ・ 障害者放送協議会
- ・ 特定非営利活動法人消費者機構日本
- ・ 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会
- ・ 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・ 通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会
- ・ 財団法人テレコムエンジニアリングセンター
- ・ 電気事業連合会
- ・ 社団法人電子情報技術産業協会
- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 社団法人日本新聞協会
- ・ 社団法人日本通信販売協会
- ・ メディア総合研究所
- ・ ヤフー株式会社
- ・ 楽天株式会社

### (4) 匿名の法人

### (5) 個人

## O. 全般

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>今回の答申案は、経団連が2008年2月に公表した提言「通信・放送融合時代における新たな情報通信法制のあり方」の方向性と軌を一とする内容となっている。本答申案に基づいた制度改正が着実に遂行され、通信・放送の融合による新たなサービスの創造が期待される。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本経済団体連合会】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	
2		<p>今後の法体系検討におかれましても、電気事業の公益性及び重要性に鑑み、周波数の継続利用及び自営有線電気通信設備の円滑な設置に対して、引き続きご理解を頂きますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">【電気事業連合会】</p>	新たな法体系は、既存の事業の継続に支障をきたすことのないよう検討したものです。	

## 1. 法体系見直しの必要性

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	放送と通信の融合による伝達手段の拡大、新しい事業分野の拡大に対応でき、放送事業者の経営の選択肢が広がることについては評価できる。  【中京テレビ放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	
2		答申案で提案されている、「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」の三層からなる法体系に見直すことにより、経済活性化、新規産業創造が期待できることから妥当である。  【社団法人日本経済団体連合会】		他、同様の意見として、【経済産業省】
3		答申案で示された方向性は、伝送設備を中心とした規制緩和が盛り込まれている等一定の成果が実現されるものと考えますが、今回の法体系の見直し対象から除外されている関連法規もある等、不十分な点もあります。  従って、通信と放送の融合・連携した新しいサービスの創出・普及を推進するために、今後も継続的な検討が必要なものと考えます。  【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	ご指摘のとおり、 <u>通信・放送の法制の在り方は、不断に見直すべきものである</u> と考えますので、その趣旨の記述を追加します。	
4		通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。  【KDDI株式会社】	答申(案)において、伝送サービス関連の規律については、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。	他、同様の意見として、【株式会社ジャパンテレコム】
5		法体系見直しにあたっては、通信・放送に関する法律や規制の根拠となっている市場独占性や電波の希少性、道路占用などの公益特権など市場の形成に大きく影響を与えるような規制について目的を明確にし、規制の範囲を限定して必要最小限の規制を行うべきであると考えます。  【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	答申(案)9に制度改変に際しては、 <u>規律を必要最小限のものとする</u> ことを旨とすべきという記述を追加します。	
6		ブロードバンド・ゼロとテレビ放送の完全デジタル化の計画が困難な現状において、早急に法制度を整備すべき必然性はない。  【メディア総合研究所】	今般の答申(案)に対する参考意見として承ります。	他、見直しに対する批判的な意見として、【日本民間放送労働組合連合会】【特定非営利

			活動法人おおた市民活動推進機構【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】
7	(1)2010年という節目	2010 年という節目に通信・放送の法体系見直しを行うことによって、通信・放送分野のさらなる発展と国際競争力の強化を期待します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。
8		・大幅な見直しに2010年は非現実的。 ・執筆過程の問題:募集宣伝は不十分、前の段階のパブコメは反映させられていない、研究にもどついていない、マルチステークホルダー 協議なし、など。(浜田 2009 年、『非営利放送とは何か』参照)。今回はぜひパブコメを反映してほしい。 【個人61】	今般の答申(案)に対する参考意見として承ります。 なお、意見招請でいただいたご意見を反映した例として、答申(案)4(1)において、放送に類似した通信を、放送とともに「メディアサービス」(仮称)としてコンテンツ規律の対象とすることに対して、「メディアサービス」の範囲をいわゆる従来の「放送」に止めることとしたこと等が挙げられます。
9	(2)現行の法体系	1p24 行目 「…通信業務用の設備を放送用に、放送用の設備を通信業務用に」 (1字追加) 【株式会社テレビ信州】	ご指摘のとおり、「…通信業務用の設備を放送用に、放送用の設備を通信業務用に」と修正します。
10		デジタル化、ブロードバンド化の進展によって、新たなサービス等の利用を可能とするために、現行の放送法を含むすべて関連法を包括化する必然性はなく、無理な包括化によって、これまで「放送」が果たしてきた機能・役割が損なわれることを懸念する。 【札幌テレビ放送株式会社】	答申(案)4(2)②において、放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、これまでの放送が果たしてきた機能・役割が、適切に確保・発揮されるようにすべきであるとしています。
11	(3)見直しに当たっての3つの視点と5つの目的	「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」という3つの視点で法体系の大括りを行うことについて賛成します。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 他、同様の意見として、【株式会社テレビ朝日】【スカパーJSAT株式会社】【株式会社ジュピターテレコム】 【個人1】
12		新たな法体系において、経営の選択肢を拡大する方向性を歓迎する。ただし、新たな法体系が既存の事業形態やビジネスモデルの変更を強制しないことが大前提であり、国民・利用者および関係事業者等に無用の混	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 なお、答申(案)では、既存の事業

	<p>乱を及ぼさないためにも、この趣旨を答申に明記していただくよう要望する。</p> <p>【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>形態やビジネスモデルの変更を強制する旨の記述はなく、この点は、あえて答申で明記するまでもないものと考えます。</p>	<p>の意見として【株式会社テレビ東京】【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】【大分ケーブルテレビ株式会社】</p>
13	<p>見直しにあたって挙げられている五つの目的には、現行の放送法第一条で明記している「表現の自由の確保」や「健全な民主主義の発達」が含まれていない。「情報の自由な流通」や「迅速かつ柔軟な事業展開」などと産業振興的な側面ばかりが強調され、通信・放送の文化に果たす役割がないがしろにしている。</p> <p>【日本民間放送労働組合連合会】</p>	<p>答申(案)4(2)②において、放送関連四法の集約・大括り化に当たっては、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきた放送の機能・役割が、適切に確保・発揮されるようにすべきであり、そのためには、それを的確に捉えている放送法の目的の規定をベースとすることが適当であるとしています。</p> <p><u>答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由についての記述を追加します。</u></p>	<p>他、同様の意見として、【メディア総合研究所】</p>
14	<p>答申ではその「5つの目的」にみられるように産業振興の面が重視されているが、法体系の見直しに当たり地域社会に必要な基幹放送機能が確保されるようにすべきである。</p> <p>【北日本放送株式会社】</p>	<p>答申(案)4(2)②において、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきた放送の機能・役割が、放送関連四法の集約・大括り化に当たって適切に確保・発揮されるようにすべきとしているところです。</p>	
15	<p>通信・放送の総合的な法体系を考えていくにあたって、1(3)に掲げられている5つの目的の中の②情報の自由な流通の促進や、⑤利用者・受信者の利益の保護とも関わることですが、放送コンテンツと通信コンテンツという垣根なく、コンテンツが利用可能になることが望まれていると思われますので、著作権や著作隣接権等の問題をクリアした何らかの枠組みが構築されるべく検討がなされることが必要であると考えます。</p> <p>【ヤフー株式会社】</p>	<p>政府において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	

## 2. 伝送設備規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>伝送設備規律の見直しについて、電波利用の柔軟化、民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進、迅速な新サービス・新製品の導入の促進、電波を安心して利用できる環境を整備するための制度が創設されることにより、情報の自由な流通、迅速かつ柔軟な事業展開の促進が可能となることから、賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【社団法人日本経済団体連合会】、更なる規制緩和を要望する意見として、【スカパーJSAT株式会社】
2		<p>有線電気通信の秩序を確保するため、現行の規律を基本とすることについて賛同いたします。また、合理化の観点から、届出対象設備の更なる限定化、手続きの簡素化を図ることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電気事業連合会】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
3	(1)電波利用の柔軟化	<p>社会が高度情報化し、電波が非常に広範囲に利用されていること、放送、通信の両業種についても従来にない新しいビジネス展開が模索されていることから、柔軟化は高く評価できる。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】、条件付き賛成として、【山形放送株式会社】
4		<p>電波利用の柔軟化やホワイトスペースの活用について、放送の公共性に鑑み、本来の目的や業務をないがしろにしたり、影響を与えることのないよう配慮が必要である旨の記述がありますが、今後の法制化にあっても、この趣旨が法律に明確に規定され、担保されるよう要望します。</p> <p>用途変更による混信の発生など、国民、視聴者のへの悪影響を回避することはもちろんのこと、免許をすでに取得し、実際に運用している事業者が主体的・自律的に関与できることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>電波利用の柔軟化にあたっては、電気通信事業や放送は、固有の公共的役割を有するものであり、一の無線局で複数の目的に電波を利用可能にするとしても、答申(案)2(1)①のとおり、「本来の目的」をないがしろにし、他の目的のためのみに無線局を利用するのないように制度を設計することが必要であると考えます。また、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けない法制度とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、ホワイトスペースの活用にあたっては、答申(案)2(1)②のとおり、無線局の既存業務に影響を与えることのないよう、総務省において十分な</p>	他、同様の意見として、【株式会社山梨放送】

デジタル技術の発展、通信・放送の融合・連携の進展に伴い、情報通信社会の構造は急速に変化しており、今後どのような新技術・新サービスが創出されるかを、あらかじめ正確に予測することは困難である。また、国際社会の中で我が国の競争力を強化していくことが重要である。

したがって、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とするような法体系の整備が望まれる。

このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。

答申(案)1.(3)に「①同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化」が目的として掲げられており、その早期実現を期待する。

具体的には、通信・放送等のサービス提供形態や、有線・無線等のサービス伝送方法によらず、情報流通に果たす機能毎にできるだけ規制対象を大括りに捉えた上で、事業免許などの用途目的を柔軟に適用可能とする制度の導入を要望する。(事業免許等の類似サービスに対する包括的適用)

答申(案)1.(3)に「②情報の自由な流通の促進」「③迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備」が目的として掲げられているが、その実現方法として、以下の制度整備が望まれる。

事業免許等の二次利用:

適切な免許条件の管理・遵守を前提として、他のサービス事業者の二次利用を促すような制度の導入を要望する。

事業免許のモラトリアム制度(試行期間制度):

最新技術の導入、事業性検証、既存サービスとの整合性調整など、サービス開始時点では将来イメージの予測が困難なことがあり、当初の免許条件・規制範囲とサービス内容との不整合が発生する可能性がある。このような場合でも新技術・新サービスの創出を促すために、期限付きの試行免許の付与を行い、各種整合性を検証した上で正式な事業免許に移行するような制度の導入を要望する。

技術的検証を行うことが適当であると考えます。

総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。

なお、個別の論点については、以下の通りです。

電波利用目的の包括的適用については、今般の答申(案)では、一の無線局を通信・放送双方の目的に利用可能とともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することを可能とする免許制度の整備を行うことを提言しています。

電波二次利用制度については、既に災害の場合や他の無線局の運用に混信その他の妨害を与える電波の能率的な利用に資する場合に免許人等以外の者に運用させることを可能とする制度が設けられており、これらの制度の活用が期待されます。

無線局免許のモラトリアム制度については、既に実験等無線局制度により電波の利用の効率性に関する試験や電波の利用の需要に関する調査を行うことが可能となっており、今後同制度の円滑な運用を図っていくことが重要と考えます。

6	①電波利用の柔軟化	<p>電波利用の柔軟化に賛成します。</p> <p>通信及び放送の双方の目的に利用可能な無線局免許制度を整備することに賛成します。</p> <p>また、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更することが可能とする制度の整備にも賛成します。</p> <p>その際、通信と放送の免許申請にかかる様式の統一化、手続きの簡素化を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【株式会社福岡放送】
7		<p>「通信及び放送両用の無線局の開設を可能とする制度」を整備するにあたり、「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものではない」としている点について、放送事業者が割り当てられた周波数を自らの意思で通信など他目的に利用することを可能にするとともに、第三者への貸し出し義務は課されないということであり、経営の選択肢を広げる規制緩和として適切と考えます。</p> <p>ついては他目的利用を放送事業者が自律的に決められることを制度上保障するため、答申案の趣旨を法律で規定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。電波利用の柔軟化にあたっては、答申(案)2(1)①のとおり、「本来の目的」以外の他の目的への利用を義務付けない法制度とすることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【中京テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ東京】【社団法人日本民間放送連盟】【日本放送協会】【株式会社文化放送】【讀賣テレビ放送株式会社】【株式会社ジャパンエフエム放送】【株式会社ジャピオン】
8	②ホワイトスペースの活用	<p>ホワイトスペースの活用など周波数の有効利用が図られる仕組みを作ることに賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	
9		<p>「ホワイトスペースの活用」については、あくまでも「無線局の既存業務に影響を与えないこと」が重要で、そのための検証は制度的にもしっかりと担保されることが必要である事を確認しておきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>ホワイトスペースの活用にあたっては、無線局の既存業務に影響を与えることがないように、総務省において十分な技術的検証を行った上で制度整備を行うことが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【中京テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ新潟放送網】【株式会社文化放送】【株式会社熊本県民テレビ】【株式会社毎日放送】【株式会社テレビ朝日】【日本放送協会】【社団法人日本民間放送連盟】【電気事業連合会】【日本テレビ放送網株式会社】【株式会社福岡放送】【讀賣テレビ放送株式会社】

				会社】【ケーブルテレビ 無線利活用促進協議 会】
10		<p>答申(案)では、今後の電波需要への対応には、無線局の利用目的の拡大と既存周波数の活用が重要であることが指摘されていますが、これに加え、新たな周波数の開拓も大変重要と考えますので、この趣旨を答申(案)に追加されるよう要望します。また、答申(案)では、ホワイトスペースの例示として「放送用」の周波数が挙げられていますが、既存周波数の有効利用はどの周波数にも当てはまる問題であり、「放送用など」という例示は削除されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>新たな周波数の開拓については、ご指摘を踏まえ、答申(案)2(1)②「既存の周波数を活用することが」を「新たな周波数の開拓に加え、既存の周波数を活用することが」に修正します。</p> <p>放送用周波数以外の周波数もホワイトスペースについての検討対象となり得ることはご指摘のとおりですが、放送用周波数についてはホワイトスペースとして使用したいという希望も寄せられていること、議論が先行している米国においても放送用周波数が検討対象となっていること等を踏まれば、例示として記載することに問題はないものと考えます。</p>	他、同様の意見として、【札幌テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ東京】【株式会社TBSテレビ】
11		<p>4p ②ホワイトスペースの活用の 4 行目 「…、無線局の既存業務に<u>混信等</u>の影響を与えない…」 (4 字追加)</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p>	<p>ご指摘のとおり、「…、無線局の既存業務に<u>混信等</u>の影響を与えない…」に修正します。</p>	
12	(2)民間の創意工夫を生かした新技術導入の促進	<p>無線技術等を用い消費者のニーズにきめ細かく応えようとするサービスなどの分野で、各国間の競争が激化しつつある。</p> <p>このため、産業の国際競争力強化という視点から、電波の有効利用やITインフラ間の競争の促進が重要であり、具体的には、以下のような制度見直しが必要である。</p> <p>&lt;イノベーション促進に係る制度設計の具体例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新技術導入面での手続の簡素化</li> </ul> <p>一定の帯域・用途の範囲内、かつ一定の混信温度等の条件の遵守を前提に、試行的に電波の利用ができるモラトリアム期間を設定とともに、正式免許への移行手続きを簡素化することなどによって、行政手続体力の弱いベンチャー企業等に対しても無線技術を活用した新サービス創出を積極的に促進する。</p> <p style="text-align: right;">【経済産業省】</p>	<p>我が国産業の国際競争力を強化する視点からも、電波の有効利用の促進は重要であると考えています。</p> <p>モラトリアム制度については、既に実験等無線局制度により電波の利用の効率性に関する試験や電波の利用の需要に関する調査を行うことが可能となっており、今後同制度の円滑な運用を図っていくことが重要と考えます。</p>	

	①技術基準策定の提案制度		
13	②技術基準策定等の計画の作成・公表制度	<p>電波利用のニーズ等についての調査とその結果に基づく技術基準策定等の計画の作成・公表は、技術基準策定のプロセスをオープンなものとするうえで一定の意義があると考えますが、電波の利用状況調査とニーズ調査の結果だけに依拠すると、技術的な不具合の検討が十分になされず、実情に合わない計画となるおそれもあることから、調査結果だけでなく、ニーズが把握された新たな電波利用の具体的な形態やその技術的な実現可能性、運用上の検証などを多角的に踏まえたうえで、技術的に十分な現実性、合理性を持った計画が作成されるべき旨を答申(案)に追加されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>ご指摘のとおり、技術的に十分な現実性、合理性を持った計画が作成されるべきと考えています。</p> <p>答申(案)は「新しい技術の研究開発の動向」についても調査を行うこととしており、技術的な現実性等についてはこの調査等により把握すべきと考えています。</p>
	③技術基準策定のプロセスの柔軟化		
14	④技術基準適合証明制度の見直し	<p>ソフトウェア無線の導入など新技術に対応するための技術基準適合証明制度の見直しなど法整備を行うことに賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
15	(3)迅速なサービス・新製品の導入	<p>免許不要局の範囲の見直しや包括免許の手続きの簡素化など、無線免許手続きの効率化・簡素化に賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
16	①免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し	<p>答申(案)2. の「(3)迅速な新サービス・新製品の導入の促進」については、具体的に以下の検討を要望する。</p> <p><b>小電力無線局制度の拡充、規制緩和:</b></p> <p>比較的狭いサービスエリアを対象とした電波利用手続きを簡略化する制度として、特定小電力無線局制度があり、また、電波が著しく微弱な無線局についても免許を要しない無線局とする制度がある。</p> <p>今後創出される電波産業においては、電波干渉・混信を合理的に回避可能とみなせる小電力無線局について、電波利用手続きを簡略化するような制度の適用範囲を拡大することを要望する。</p> <p>また、小電力無線局による情報サービスは影響範囲が狭まるため、マスマディア・サービス固有の各種規制を緩和することが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人電子情報技術産業協会】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、ご指摘の内容については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>
17		<p>免許不要局の空中線電力(10mW)を見直す方向性が示されているが、</p>	<p>免許不要局の範囲の拡大について</p> <p>他、同様の意見とし</p>

		<p>電波監理に混乱をきたさぬようシステムごとにその機能、使用周波数、利用形態等を踏まえて十分な検証が必要である。特に、他の無線システムと周波数を共用する場合は慎重に取り扱うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>は、迅速な新サービス・新製品の導入の促進に向けて、無線システムごとに無線システムの機能、使用周波数、利用形態等に応じて最適な空中線電力の上限を定めることとし、これを定める際には、他の無線システムへの影響なども含め、検討することが適當と考えます。</p>	<p>て、【朝日放送株式会社】【株式会社テレビ朝日】【株式会社テレビ東京】【日本テレビ放送網株式会社】【讀賣テレビ放送株式会社】 【株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】 【株式会社文化放送】</p>
18	②無線局に係る手続の見直し	<p>ア、イ、の見直し案に賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	<p>他、無線局に係る手續の見直しに関して参考の意見として、【電気事業連合会】 【個人14・19】</p>
19	(4)電波を安心して利用できる環境の整備	<p>電波を安心して利用できる環境の整備に関しては、答申案の在り方に加えて、罰則の強化等、電波利用環境の維持が確保される制度の措置も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>ご指摘については、総務省において今後の検討の参考とすることが適當と考えます。</p>	
20	(5)その他の見直し	<p>株式市場のグローバル化の中、外国法人等の株式保有は一部の例外を除き原則自由化されていることを踏まえ、電波法の外資規制について、より柔軟な対応が可能となるよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電気事業連合会】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	

### 3. 伝送サービス規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)			
	(1)伝送サービス規律の再編	<p>答申案においては、「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当」とされていますが、第一種及び第二種指定電気通信事業者への非対称規制については、現行の電気通信事業法と同じ水準の非対称規制が最低限担保されるべきと考えます。</p> <p>また、大括り化に当たっては、答申案にて「3つの視点」とされている各市場間での公正競争確保のための市場間規律の在り方について検討することが必要と考えます。特に、「3つの視点」において「伝送設備」に当たる電気通信事業分野においてボトルネック設備を保有する事業者の垂直的な兼営は禁止すべきであり、市場間における公正競争の確保のための措置が必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>答申(案)において、伝送サービス関連の規律については、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保、通信の秘密の保護、相互接続性の確保等に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。</p>	
2	①伝送サービスの定義	<p>「伝送サービス」の定義を「電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス」とするならば、伝送サービス規律として、「通信の秘密」や「相互接続性の確保」も重要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>		
	②伝送サービスとして捉えるべきサービスの範囲			
	③現行の受託放送役務に係る規律			
3	④現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務(いわゆるチャンネルリースの義務)	<p>有線テレビジョン放送法施行当時と現状の違いを鑑み、いわゆるチャンネルリースの義務付け廃止を適当とする方向性が示されたことは評価に値する。</p> <p>また、チャンネルリースの提供については有線テレビジョン放送法に代えて電気通信事業法を適用することについても賛成である。</p> <p>【株式会社福岡放送】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	
4		<p>義務付けを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律をうけるという、基本的な方向性に賛成します。</p> <p>但し、現在実施している事業者に対しては、具体的な制度設計に当っては、事業者の事業の実状を十分に勘案した経過措置、適用除外等の措置を講ずるようお願いいたします。</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。なお、新たな法体系において、既存の事業者に対して不当な不利益が生じないよう適切な経過措置等を講ずることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【大分ケーブルテレコム株式会社】

		【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】		
	⑤有線放送電話			
5	⑥伝送サービス規律の大括り化	<p>「伝送サービス」の大括り化を現行の「電気通信事業法」を核とすることに賛成しますが、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	<p>答申(案)において、伝送サービス関連の規律については、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。</p>	
6	(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し	<p>ケーブルテレビ事業者の設備設置に関する規制緩和の方向性と、ケーブルテレビ事業者が現在直面する競争環境について理解をいただいたことを評価します。</p> <p>具体的な法律策定の段階では、設備設置許可区域について市町村行政区域内の全域設置・役務提供が義務付けられている点が、電気通信役務利用放送法の比較的自由な業務区域拡大や、届出のみの電気通信事業に比して過剰に厳しい規制となっている点を鑑み、規制の公平性の確保と規制緩和措置を要望する。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、ご指摘については総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	
7	①有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制	<p>許可制を廃止し、「登録制」とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。</p> <p>しかし、具体的な制度設計に際しましては、一定の技術レベルの確保やクリームскиミングの防止、更には後段で申しあげるコンテンツ面での受信者利益の保護など、十分ご留意いただきたくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	
8	②施設の譲渡等の認可制	<p>放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されており、基本的な方向性に賛成します。</p> <p>但し、具体的な制度設計に際しては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	

9		有線テレビジョン放送同士の合併については許可制を廃止し規制緩和することに賛成しますが、電気通信市場すでに市場支配力を持つ通信事業者と、放送事業者との合併等についての扱いも含めて検討することが必要と考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
10	③施設設置に係る国等の配慮	国及び地方公共団体の配慮規定を引き続き維持することについては賛成します。 なお、本配慮規定は、有線テレビジョン放送施設の地方公共団体及び住民にとっての重要な公共的役割に着目して設けられたものですので、「有用性」を「有用性・公共性」として頂きますようお願いします。 【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。 また、ご指摘のとおり、「 <u>有用性</u> 」を「 <u>有用性・公共性</u> 」に修正します。	
11	(3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保	現在も放送事故が発生した場合、放送の公共性に鑑み、報告を行っており、今後とも継続し実施していくこととしています。放送事故の防止、設備の維持は放送事業者の責務であると考えれば、規定の整備は、ある程度必要であると考えます。内容につきましては放送事業者等の実状、意見を十分反映していただきますよう要望いたします。 【株式会社WOWOW】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【讀賣テレビ放送株式会社】【ヤフー株式会社】
12		民放事業者は放送事故防止に向けた取り組みを常に続けている。当社ではデジタル放送設備において放送設備の二重化は、重要局はもちろん小規模局でもほぼ全局所で行っており、全ての中継局で非常電源の設置を行っている。 今後の具体的な取り組みに当たっては民放事業者の実情について十分に情報交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたい。 【株式会社中国放送】	放送・有線放送は、国民生活に必需の情報をあまねく届けるために高い安全・信頼性が求められるものの、安全・信頼性を確保する観点からの基準は、現行の法体系においては対応する規律が十分に存在しているとは言い難く、NHKと民放連が「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」(平成19年)を策定していますが放送中止事故の実情には大きな変化はありません。こうした状況を改善するため、答申(案)においては、新たな法体系において、設備の維持義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。 また、設備の維持義務を実効性のあるものとし、放送の機能・役割が十分に発揮される環境を整備する等のため、総務省内部の通達を受けた各	他、同様の意見として、【株式会社山梨放送】【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】【株式会社日経ラジオ社】【朝日放送株式会社】【札幌テレビ放送株式会社】【日本放送協会】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ朝日】【株式会社テレビ東京】【株式会社新潟総合テレビ】【日本テレビ放送網株式会社】【社団法人日本民間放送連盟】【広島テレビ放送株式会社】【株式会社フジテレビジョン】

			総合通信局長からの要請に基づく報告に代えて、新たな法体系において、重大事故の報告義務に係る規定の整備をすることが適当としているものです。	【株式会社福岡放送】 【山形放送株式会社】 【讀賣テレビ放送株式会社】
13		<p>地上放送事業者は、放送の持つ影響力・重要性を自覚して、放送事故の報告は、法律や法令で規定がなくとも自発的に関係機関に対して行っており、報告義務を制度化することは必要ないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送株式会社】</p>	<p>なお、具体的な規定については、過剰な規制とならないよう小規模設備は例外にするなど、今後、放送・有線放送の実情を踏まえたうえで検討することが適当としています。</p>	他、同様の意見として、【株式会社熊本県民テレビ】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社TBSテレビ】【株式会社テレビ朝日】 【株式会社テレビ東京】【日本テレビ放送網株式会社】【社団法人日本民間放送連盟】 【株式会社 BS-TBS】 【広島テレビ放送株式会社】 【株式会社福岡放送】
14		<p>○放送中止事故情報の利用者への周知</p> <p>放送中止事故は事故毎にその種類、大きさ、地域性など利用者への影響が異なるため、一律の周知基準とすることは利用者に無用な混乱を与えるなどの危惧がある。</p> <p>利用者等への周知の在り方は、多面的見地から総合的に検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知の在り方については、総務省において周知の目的や対象・範囲、周知によって達成すべき利用者利益などについて、総合的に検討を進めることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【社団法人日本民間放送連盟】 【広島テレビ放送株式会社】 【スカパーJSAT株式会社】
15	(4)放送・有線放送の施設設置の円滑化	<p>有線テレビジョン放送施設の設置に関し、電気通信事業者との間の制度上の差異の解消に向けた検討を行っていただくことに賛成します。</p> <p>また、ご検討の結果、有線テレビジョン放送施設の設置についても、認定電気通信事業者と同様の道路占用許可の義務化や他人の土地等使用に係る協議認定制度の導入等の措置を是非実現していただきますよう要請します。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	

#### 4. コンテンツ規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>答申(案)は、諮問の前提になっていた「基幹放送の概念の維持」を感じさせる内容となっている。</p> <p>中間論点整理(案)に比べ、「基幹放送の概念の維持」に対する認識を高めている。弊社は、この答申(案)に対し一定の評価ができるものと考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【株式会社BS日本】【株式会社WOWOW】【社団法人衛星放送協会】【特定非営利活動法人OurPlanet-TV】
2		<p>放送事業者(特に地上放送事業者)の言論報道機関としての性格に鑑みれば、行政当局による事業規制は望ましくない。規制緩和を旨とする新たな法体系においては、放送番組関連のみならず放送事業全般について規律・規制の強化は極力排除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p><u>答申(案)9に制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを旨とすべきという記述を追加します。</u></p> <p><u>また、答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由についての記述を追加します。</u></p>	他、同様の意見として、【讀賣テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ東京】【株式会社ビーエス朝日】
3	(1)メディアサービス(仮称)の範囲	<p>従来の「放送」の概念・名称を維持し、「全国的」及び「地域的」に果たしてきた機能・役割が成文に盛り込まれることは、意義あることと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】【KDDI株式会社】【朝日放送株式会社】【株式会社熊本県民テレビ】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社TBSテレビ】【株式会社テレビ朝日】【株式会社福岡放送】【株式会社フジテレビジョン】【株式会社毎日放送】【山形放送株式会社】【株式会社山梨放送】【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】【社団法人電子情報技術産業協会】

4		<p>答申案に賛成いたします。</p> <p>事業者のみがコンテンツを作り出し、コントロールの効く「放送」と同じ コンテンツ規律を適用させることは、適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ヤフー株式会社】</p>		他、同様の意見として、【社団法人日本新聞協会】【個人13・17】
5		<p>放送には、放送倫理・番組向上機構(BPO)など、放送内容について検討する機関があるが、コンテンツに対する規制が放送と同じ土俵で行われるのはおかしい。責任の所在をどこかではっきりさせてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】【個人19】</p>	<p>公然性を有する通信コンテンツについては、答申(案)4(4)のとおり対応すべきと考えます。</p>	
6	(2)コンテンツ規律の基本的な考え方	<p>放送関連4法を集約・大括り化するにあたっては、各放送事業者が果たしてきた機能・役割やその背景を損なうことのないよう留意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【中京テレビ放送株式会社】【株式会社WOWOW】
7	①コンテンツ規律の集約・大括り化	<p>放送関連4法の集約・大括り化にあたっては、各放送メディアが果たしてきた機能・役割やビジネスモデルを損なわないように、慎重な取り扱いを要望する。特に、新たな法体系の目的とされた「情報(コンテンツ)の自由な流通の促進」のためには、著作権法など関連法制との整合性に配意しつつ、放送事業者や権利者など関係者に混乱や不利益を生じさせないことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>政府において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【株式会社BSジャパン】【株式会社テレビ朝日】【株式会社テレビ東京】
8	②コンテンツ規律の目的	<p>放送関連4法の集約・大括り化に当たって、「放送法の規定をベースとすることが適当」と明記されたことは評価する。特に現行の放送法の「表現の自由」や「番組編集の自由」の規定は、新たな法体系にそのまま継承すべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p><u>答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由についての記述を追加します。</u></p>	他、同様の意見として、【株式会社テレビ朝日】【株式会社テレビ東京】【社団法人日本民間放送連盟】【株式会社ビース朝日】【株式会社BSジャパン】
	(3)具体的規律			
9	①一定の放送を確保するための規律	<p>「放送普及基本計画のような枠組みは必要」とした点について適切と考えます。</p> <p>「電波利用の柔軟化により実現する放送」など新たな形態の放送については、国の関与を減らす上でも、基本計画の対象外とすることは適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	他、同様の意見として、【社団法人日本民間放送連盟】【讀賣テレビ放送株式会社】【スカパーJSAT株式会社】
10		<p>放送普及計画は放送法第1条の目的を達成させるための手段であつ</p>	<p>既に置局されている地域において</p>	

		<p>た。手段の見直しは民放地上波に関しては如何に置局のない地域に放送を普及させるかという観点が強調されるべきであり、マスコミ集中排除規制とともに再考されるべき点であると考える。</p> <p>【よさこいケーブルネット株式会社】</p> <p>いたん放送をする無線局を他の目的に利用することを認めれば、その周波数をその後、例えば放送のイノベーション等のために別の放送事業者に割り当てようとしても、実際には困難となる可能性も否定できないことから、今後の制度整備および制度運用にあたっては、基本計画の対象である放送が果たすべき公共的役割全体に支障を与えることのないよう、慎重に対応されるよう要望します。</p>	<p>その放送を継続する観点からも放送普及基本計画のようなものは必要であると考えます。</p>	
11		<p>制度整備等に当たっては、基本計画の対象である放送をする無線局について、確実に確保すべき放送の機能・役割に支障をきたすことのない範囲で電波利用の柔軟化を可能とすることが必要と考えます。</p>		
12		<p>放送対象地域の拡大検討に当たっては行政区画や事業構造に渡る総合的な視点が必要である。</p> <p>【北日本放送株式会社】</p>	<p>答申(案)では、「具体的な要望があれば」「地域情報の確保の在り方に留意しつつ」としております。総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として、【株式会社熊本県民テレビ】【株式会社中国放送】【富山テレビ放送株式会社】【株式会社福岡放送】</p>
13	②業務開始の手続等	<p>すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能することは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから、賛同致します。</p> <p>【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として、【静岡放送株式会社】【株式会社テレビ朝日】</p>
14		<p>地上放送の果たしてきた役割および施設・業務一致の合理性を踏まえ、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう、措置が講じられることは、意義あることと考える。</p> <p>【株式会社テレビ新潟放送網】</p>		<p>他、同様の意見として、【株式会社山梨放送】【株式会社福岡放送】</p>
15		<p>今後の経営環境の変化によっては、経営の選択肢が拡大するものと思われる。</p> <p>放送施設と放送業務の一致を選択した放送事業者の希望が優先されるよう、法律に明記していただきたい。</p> <p>【株式会社熊本県民テレビ】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として、【中京テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ東京】【山形放送株式会社】【社団法人日本民間放送連盟】【広島テレビ放送株式会社】【株式会社テレビ朝日】【讀賣テレビ放</p>

				送株式会社】【株式会社TBSテレビ】【株式会社フジテレビジョン】
16		<p>放送施設の設置と放送の業務に係る手続きの分離という、いわゆるハード・ソフトの切り分けについて、ハード・ソフト一致による事業形態を希望すれば優先されることが明記されたこと、また規制の緩和によって経営の選択肢が広がったことは評価できる。一方でソフト面について、その業務の認定に当たり行政が介入しやすくなる恐れがある。放送が公平中立で、言論の自由を引き続き守り、国民の負託にこたえていけるよう、認定の手続きにあっては公平性・中立性・透明性が確保されることは不可欠である。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>放送をする無線局の「免許」に係る規律と放送の業務の「認定」に係る規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。</p> <p>ご指摘の公平性、中立性、透明性の確保については、総務省において今後の制度運用の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として【株式会社TBSテレビ】【株式会社フジテレビジョン】【朝日放送株式会社】【株式会社山梨放送】【社団法人日本新聞協会】</p> <p>ソフトに対する行政の介入への懸念意見として、【札幌テレビ放送株式会社】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社福岡放送】【株式会社テレビ朝日】</p>
17		<p>答申(案)において、規律の振り分け等の今回の法体系の見直しは、放送番組に対する規律や報告徴収等の権限を強化しようとするものではない旨を確認的に明示されるよう要望します。あわせて、見直し後の法律においても、現在の放送法第1条および第3条の規定を維持する旨を記述されるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>放送をする無線局の「免許」に係る規律と放送の業務の「認定」に係る規律の振り分けは、経営の選択肢を拡大させることを目的としているものです。</p> <p>また、現行の放送法第1条については、答申(案)4(2)のとおりであり、<u>答申(案)4(2)②に放送番組編集の自由についての記述を追加します。</u></p>	
18		<p>放送事業者がハード・ソフトの一致を求めているのは、基幹放送としての使命が理由であり、「放送施設の整備等のインセンティブ」ではない。</p> <p>「こうした放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ観点から」を「基幹放送の観点から」に修文することを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>新たな法体系は、すべての放送について経営の選択肢を拡大させるための制度の整備を提言しているものです。</p>	<p>他、同様の意見として、【株式会社福岡放送】</p>
19		<p>放送業務の認定制は番組内容や編成に対する行政の直接的な関与を招く可能性があり、「言論・表現の自由」が担保されなくなる恐れがある。こうした懸念が明確に解消されないかぎり、免許対象を「ソフト」(番組制作・編成)・「ハード」(放送施設)に分離することには反対である。</p> <p>緊急災害時における放送は国民の生命と財産を守る手段ともなる。い</p>	<p>答申(案)は、経営の選択肢を拡大させるため、手続の振り分けを提言しているだけであって、放送施設を設置する者と放送の業務を行う者を分離する事業形態を強制しているものでは</p>	<p>他、同様の意見として、【札幌テレビ放送株式会社】【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】</p>

		かかる状況の下でも、こうした番組や情報を確実に送り届けることが基幹放送である地上放送事業者の責務であり、その責務を確実に果たすためにもソフト・ハード一致原則は守るべきである。 【静岡放送株式会社】	ありません。答申(案)4(3)②アに記載しているとおり、「その一致又は分離の別を事業者が選択可能」とするものであります。	【個人75】【日本民間放送労働組合連合会】 【メディア総合研究所】
20		「放送施設」、「放送の業務」の定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討を要望する。 【社団法人日本民間放送連盟】	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【株式会社テレビ東京】 【株式会社BSジャパン】
21		「外資規制は…地上放送は…現行と同等の規律をすることが必要」という提言は適当である。 【讀賣テレビ放送株式会社】	今般の答申(案)に対する賛成意見とを考えます。	他、同様の意見として、【朝日放送株式会社】
22		計画のみの「新規参入事業者」と実績のある「既存の放送事業者」の比較審査は、単純に比較できるものではないと考えられ、より慎重に検討すべきである。 【札幌テレビ放送株式会社】	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
23		「衛星放送における受託放送事業者が自ら放送の業務を行う場合のように、放送設備の設置者が、放送の業務を行う他社に施設を提供しながら、自らも放送の業務を行う場合において、自社チャンネルの優遇といった差別的な取り扱いを防止する必要があるときは、そのための措置を講ずることが適当である。」に賛同いたします。 【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】	今般の答申(案)に対する賛成意見とを考えます。	
24		現在受託放送事業者が、BS 及び CS でそれぞれ1社、すなわち独占事業体となっていること、特に CS の場合は、その受託放送事業者がやはり独占事業であるプラットフォーム事業を兼業し、重層的な独占事業体となっていること及び伝送サービス及びプラットフォームサービスを自らの子会社を含む委託放送事業者や衛星役務放送事業者に提供していることから、公正、公平の観点から何らかの規律の検討が必要と考える。	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
25		現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制を採用しており、5年ごとの「認定の更新」にあたっては、表現の自由享有基準への適合だけが審査されている。新たな法体系においてBSデジタル放送を規律強化としないよう、同放送の認定は現行どおり「更新」とすべきである。 【社団法人衛星放送協会】		他、同様の意見として、【株式会社BSジャパン】 【株式会社BS-TBS】 【株式会社BS日本】 【法人1】
26		BSデジタル放送の委託放送業務における現行の認定制は、認定の更新にあたっては表現の自由享有基準への適合性だけを審査する「更新」 【社団法人日本民間放送連盟】	答申(案)4(3)②イの認定は、地上放送について、現行の電波法における	

		<p>であり、新しい法体系でもBSデジタル放送は勿論、地上波についても同様に「更新」とのが適切と考える。</p> <p>【株式会社ビーエス朝日】</p>	<p>る無線局免許の手続を振り分けるものであり、制度の運用に当たっても、これまでの再免許と同様の審査が振り分けられた手続の下で行われることが適当と考えます。</p>	
27		<p>ケーブルテレビは、地域の行政情報の発信など地域に密着した一定の公共性を持った放送を行なっており、「登録制」にして単純な規制緩和のみを行なえば、実質的には参入規律の具体的な内容によるものの、一般に、参入退出が柔軟になる反面、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、コンテンツ面での受信者保護など、受信者利益の保護に懸念が生じるものと考えます。</p> <p>したがいまして、具体的な制度設計に際しましては、ケーブルテレビにつきましても基本計画の対象となる放送と同様に、期待される役割を十分に果たし、受信者を保護し得る措置が必要と考えます。</p> <p>【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	
28	③番組規律	<p>「地上放送については番組準則はすべて維持」するのは適当である。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	
29		<p>新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すため、放送メディアの機能・役割に応じて、個々の番組規律を再構成し、必ずしも必要でない規律を緩和することに賛成いたします。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>		<p>他 同様の意見として、【株式会社ジェイ・スポーツ・プロードキャスティング】</p>
30		<p>番組分類の公表は基本的には放送事業者の自主・自律判断にゆだねる方向で検討されるべきものと考えます。</p> <p>また、いわゆるショッピング番組については、新たな分類基準を検討することが望ましいと考えます。その際には番組種別は番組の実情に沿った分類を、民放連等で検討することが適当ではないかと考えます。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが確実に行われる環境を整備することが望ましいと考えています。</p>	<p>他、同様の意見として、【株式会社熊本県民テレビ】【札幌テレビ放送株式会社】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社TBSテレビ】【株式会社テレビ朝日】【株式会社テレビ新潟放送網】【日本テレビ放送網株式会社】【社団法人日本民間放送連盟】【広島テレビ放送株式会社】【株式会社福岡放送】【株式会社毎日放送】【山形</p>

				放送株式会社】【株式会社山梨放送】【讀賣テレビ放送株式会社】【株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ】【株式会社BSジャパン】【株式会社BS-TBS】【株式会社BS日本】【株式会社WOWOW】【メディア総合研究所】【個人25】
31		<p>制度整備により公表内容や公表方法などを一律に決めることは、放送局の編成権に踏み込むことにもなりかねず、これらの公表については、その要不要を含めて放送局サイドの自主規律に任せるべきであると考える。</p> <p>ショッピング番組についても、同様である。</p> <p style="text-align: right;">【法人1】</p>	<p>答申(案)においては、放送事業者ごとに放送番組の種別及びその基本的な考え方について公表を求めるとしております。</p>	他、同様の意見として、【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】【個人66】
32		<p>答申(案)において、規律強化の目的やそれを必要と判断する根拠について十分な説明がなされるよう要望します。そのうえで、規律強化は、一般にその目的に照らして必要最小限の範囲のものであるべきだと考えますので、答申(案)においてその旨を確認的に記述されるとともに、具体的な制度設計に当たっては、放送事業者にとって過重な負担とならないよう適切な措置をとられるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。</p> <p>ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	他、同様の意見として、【ジュピターサテライト放送株式会社】【株式会社ジェイ・スポーツ・ブロードキャスティング】【株式会社文化放送】【ジュピターショップチャンネル株式会社】【社団法人日本通信販売協会】
33		<p>答申案では地上放送について、「現在の番組規律をすべて維持する」とされたが、分離体系になれば、放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念や不安が当連盟加盟社の中にある。新たな法体系が全般的に規制緩和を旨とする中で、コンテンツ規律に関しても、法律のみならず政省令など下位法令を含めて規律を強化しないことを答申に明記するよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>放送番組の種別等の公表については、基本計画の対象となる放送の機能・役割が適切に確保される等の観点から、それが実施されることが望ましいと考えています。</p> <p>ご指摘の点については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。<u>なお、答申(案)9に制度改革に際しては、規律を必要</u></p>	他、同様の意見として、【株式会社テレビ東京】【株式会社ビース朝日】

			<u>最小限のものとすることを旨とすべき という記述を追加します。</u>	
34	④表現の自由享有基準	<p>新しいビジネスの創出及び自由な事業展開を促すために、規律を緩和する方向で既存の規律を再編成することは適当と考えます。また、「表現の自由享有基準の具体的な在り方については、具体的な要望等に基づき、必要に応じて、見直しを行うことが適当」とする答申案の考え方賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【株式会社TBSテレビ】【株式会社テレビ東京】【株式会社フジテレビジョン】【讀賣テレビ放送株式会社】【株式会社TBSラジオ＆コミュニケーションズ】【スカパーJSAT株式会社】
35		<p>現在、地上放送のテレビ、ラジオの表現の自由享有基準は同一基準だが、これを異なるものにする方向は検討に値すると考える。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【株式会社テレビ朝日】【株式会社文化放送】
36		<p>「必用に応じて、表現の自由享有基準の緩和を検討していく」ことは、地方局の存立基盤に大きな影響を与えると考えられる。</p> <p>情報の「多元性」、「多様性」、「地域性」は、基幹放送である地上波の重要な機能・役割の一つであり、緩和すべきものではない。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	答申(案)においては、「情報通信の高度化に伴うコンテンツ配信市場の多種多様化の中で、「多元性」「多様性」「地域性」の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で」緩和を検討していく必要性を提言したものです。具体的には、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】【日本民間放送労働組合連合会】【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】【個人24・67】
37		<p>「一 いわゆる三事業支配が例外的に許容される範囲の整理」については、昨今の多メディア時代の状況を鑑み、今後具体的に検討し必要な対応を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
38		<p>一定の条件の下で必要に応じて表現の自由享有基準の緩和を検討することには基本的には賛成するが、一方で急速な規制緩和によって、多様性が失われ、結果としてかえって視聴者利益が損なわれる結果にならないように、現状の市場環境を考慮しながら、段階的に実施されることが望まれる。特に三事業支配の見直しに関しては慎重な検討が必要と判断する。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人衛星放送協会】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【個人74】
39		<p>表現の自由享有基準については、放送の多元性・多様性・地域性確保</p>	表現の自由享有基準の根拠は法	

		<p>の観点から、現行のような省令ではなく、法律の中に明記して位置づけるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【メディア総合研究所】</p>	<p>定化されましたが、その具体的な内容は、答申(案)のとおり、情報通信の高度化に伴う環境の変化に迅速に対応する必要があること等から、慎重な検討が必要であると考えます。</p>	
40	⑤再送信制度の在り方 ア. 義務再送信制度	<p>有線テレビジョン放送に現行と同様の義務再送信制度を維持し、受信障害区域の指定手続きの簡素化などの制度設計に取り組むとされたことは賛成である。制度整備にあたっては、有線テレビジョン放送事業者が地上放送の難視聴地区(特に辺地の難視聴地区)に積極的に施設を設置するインセンティブのある措置を要望する。</p> <p>また、有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務利用放送事業者に移行したため生じている問題に合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むとされたことにも賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	他、同様の意見として、【富山テレビ放送株式会社】
41	イ. 裁定制度	<p>裁定制度につきましては、その基本的な方向性に賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	他、同様の意見として、【株式会社上田ケーブルビジョン】【大分ケーブルテレコム株式会社】【株式会社ジュピターテレコム】【株式会社中海テレビ放送】 【日本海ケーブルネットワーク株式会社】【よさこいケーブルネット株式会社】
42		<p>大臣裁定制度は、難視聴地域において、地上放送の再送信メディアとしてケーブルテレビの役割が期待されたため、再送信が円滑に行われるよう設けられた制度と理解します。しかし、これまでの裁定案件はすべて難視聴解消とは無関係の区域外再送信に関するものであり、ケーブルテレビ事業者が裁定申請をすれば、例外なくケーブルテレビ事業者の主張が認められる一方的な制度となっています。</p> <p>区域外再送信は、ケーブルテレビ事業者が契約者獲得のための付加的サービスとして実施しているケースが大半で、ケーブルテレビに求められる難視聴解消などの本来の機能・役割とは趣旨を異にするものであり、区域外再送信については本来、ビジネス上の問題として民間同士で解決を図るべきものと考えます。</p>	<p>放送法制においては再送信同意制度が設けられているところ、当該制度は、放送事業者の放送番組が自ら送信した以外の方法により再送信される際、番組編集上の意図を保護するため、無断で改編される等のことがないよう放送事業者の同意を要することとしているものです。</p> <p>裁定制度は、有線テレビジョン放送が難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての役割を有する</p>	他、同様の意見として、【朝日放送株式会社】【北日本放送株式会社】【株式会社熊本県民テレビ】【札幌テレビ放送株式会社】【静岡放送株式会社】【中京テレビ放送株式会社】【株式会社中国放送】【株式会社チューリップテレビ】【株式会社

		<p>また、答申案は、同意裁定に当たって「『受信者の利益』を確保する必要がある」としていますが、「受信者の利益」を保護すべきとする法律上の根拠規定はなく、その利益は他の関係者の利益と比較して判断されるべきものと考えます。答申案は「その他の県の地上放送を再送信により視聴できる」ことまで、「受信者の利益」としていますが、自県の地上放送が受信できない場合などを除き、その範囲を逸脱していると考えます。</p> <p>地域経済の低迷と、デジタル投資の負担増は、経営基盤の弱い地方局の収益を圧迫しており、このような厳しい経営環境下で区域外再送信をなし崩し的に容認、拡大していくことは、地方局の収益を一層圧迫し、経営基盤に重大な影響を及ぼしかねません。</p> <p>以上の理由から、大臣裁定制度は廃止すべきと考えます。仮に大臣裁定制度を維持するのであれば、「当事者間の協議が多数進行中である」という現状も考慮することが必要とした点を踏まえ、裁定申請をすればケーブルテレビ会社に再送信を認める現在の硬直した制度ではなく、新たな法体系の元で、中立公正な制度として設計し直すとともに、裁定制度の適用範囲を、難視聴解消に限定するなど、厳密な運用を行うべきと考えます。</p>	<p>こと等を踏まえ、再送信同意について制度趣旨を踏まえた適正な判断を確保することにより、受信者の利益の保護等を図るものです。</p> <p>新たな法体系においても、有線テレビジョン放送によるこうした役割等は変わるものではないため、これまでどおり、放送事業者の番組編集上の意図と、受信者の利益の保護をバランスよく確保できる総務大臣の裁定制度を維持することが適当としているものです。</p>	<p>TBSテレビ】【株式会社テレビ東京】【株式会社新潟総合テレビ】 【日本テレビ放送網株式会社】【社団法人日本民間放送連盟】【広島テレビ放送株式会社】【株式会社フジテレビジョン】【株式会社毎日放送】【山口放送株式会社】【株式会社山梨放送】【讀賣テレビ放送株式会社】</p>
43		<p>電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送と同様の有線放送を行うことが制度的に可能となっていることは理解しています。しかしながら、現行の電気通信役務ではできないサービスが存在することも明らかであります。詳細に渡る実態を把握して利用者・受信者の利益の完全保護を前提に規律の見直しを図っていただきたいと思います。</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として、【株式会社上田ケーブルビジョン】</p>
44		<p>【大分ケーブルテレコム株式会社】</p> <p>電気通信役務利用放送は本来地域を限定するものではないため、裁定によって無秩序な区域外再送信が認められれば、現在の県域単位の放送制度を形骸化されることにつながりかねません。難視聴解消を目的としない営利目的の都市部等での再送信の場合など、裁定制度の本来の趣旨を逸脱するものと考えられますので、拡大には強く反対いたします。</p>	<p>答申(案)においては、現行制度の下では、かつては有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務を一部利用したことによって電気通信役務利用放送事業者に移行したため、義務再送信・裁定制度の対象からは除外されてしまうという問題が生じていることから、有線テレビジョン放送事業者・電気通信役務利用放送事業者の別のみに着目した現行制度に代わる合理的な制度設計に取り組むことが適当としたものです。</p>	<p>他、同様の意見として、【株式会社テレビ東京】【社団法人日本民間放送連盟】【株式会社福岡放送】</p>

	⑥あまねく受信努力義務			
45	(4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律	<p>「オープンメディアコンテンツ」に関する規律についても、民主主義社会の基盤である表現の自由を損なうことのないよう、新しい規律・規制には慎重に対応することを望む。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビース朝日】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【KDDI株式会社】【社団法人日本経済団体連合会】【楽天株式会社】
46		<p>「取りまとめの方向性(案)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本民間放送連盟】</p>	今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではないとの点については、答申(案)の記述によっても適切に表現されているものと考えます。	他、同様の意見として、【社団法人日本新聞協会】【日本民間放送労働組合連合会】【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】
47	①違法な情報への対応 (プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大)	<p>違法有害情報に対する規制のあり方は個別の法律によって対応すべきであり、「プロバイダ責任制限法」や「青少年が安全に安心してインターネット利用できる環境の整備等に関する法律」の結果を踏まえることが適当との考えに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【KDDI株式会社】
48		<p>「プロバイダ責任制限法の責任制限の範囲の拡大」とある点については、以下の2つの視点から検討されるべきであると考えます。</p> <p>① 刑事上の責任まで含めるよう規定を拡大すべきであると考えます。刑法の定める帮助犯の構成要件はかなり広く、アクセスが自由で情報が流通に置かれるまでは何が流通するか分からぬ以上は、違法(刑法上)な情報を監視等していないことが当該情報の発信を帮助したと評価される可能性は低くなく、結果として監視義務が課せられている状況を作り出しているといわざるを得ません。加えて、構成要件該当性の判断が専門家でないプロバイダにとっては困難であるということが挙げられます。特に、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全を図るために危なそうなものは全て削除せざるを得ません。つまり、刑事分野において表現規制をしているものについては実際の構成要件を超えて広く削除を促す結果、表現の自由を侵害する結果をもたらしていると考えられます。</p> <p>② 特定電気通信役務によって被害を受けた人が損害賠償を求めようとした場合に、トレーサビリティが確保されていることは重要であることに照らすと、いかに真摯に管理体制を築いているかの度合いによって、プロ</p>	ご指摘の点については、本答申(案)4(4)①に記載のとおり、総務省で開催された「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の最終報告書(平成21年1月)において、各種法的措置に関わる課題につき議論を深めていくこととされているものです。	

		バイダの責任の重さに差をつける等の仕組みを設け、解決に向けた体制づくりのインセンティブが働くような制度とすることを提案します。 【ヤフー株式会社】		
	②有害な情報への対応			

## 5. プラットフォーム規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>すでにハードソフト分離秩序のなかで放送事業を展開してきた多チャンネル放送にとっては、伝送路やプラットフォームの存在は不可欠なものも存在する。事業継続にとって重要な情報の公開等の透明性確保や、差別的な取扱いの防止などを含んだ、例えばケーブルテレビ事業者と番組供給事業者とのガイドラインの策定等が、放送サービスの安定性、多様性の確保、視聴者利益の保護にとって必須であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人衛星放送協会】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
2		<p>プラットフォームについては、過度な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、原則として各企業の自由な取組に委ねることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
3	(意見) (理由)	<p>「5 プラットフォーム規律」の項目全体を削除するとともに、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行すべきであると考えます。</p> <p>① プラットフォーム規律に関する議論の結果としては、プラットフォーム規律として想定すべきものはなかったという結論だと考えるべきです。</p> <p>② 仮に、「プラットフォーム規律」の項目を残すとしても、「有料放送管理事業」に関する記述は「4 コンテンツ規律」に移行した上で、「5 プラットフォーム規律」には、単に「プラットフォーム規律として想定すべきものはなかった」ことを記載するだけに留めるべきです。また、これに加えて、その理由として以下の3点を記していただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラットフォーム機能は、事業者が利用者利便性向上のため新たなサービスを開拓する上での根幹をなす部分と考えられ、この部分についてオープン性を義務付けることは、競争するためのインセンティブを奪うおそれがあり、情報通信産業の国際競争力向上や技術革新による利用者利便性向上をかえって阻害することにもなりかねない。</li> <li>・ 今後の技術革新等により、どのようなサービスがインターネット上に出現するかを見通すことが難しい状況の中で、あいまいな定義で規制が行われることとなれば、予見可能性がないので、事業者によるイノベーションを阻害する懸念がある。</li> <li>・ もし、日本の事業者のみにプラットフォーム規制が課されるということで</li> </ul>	答申(案)は、これまでの検討の経緯を踏まえた章建てとしているため「プラットフォーム規律」となっているもので、内容的には、答申(案)のとおり有料放送管理事業に絞っており、ご懸念には及ばないものと考えます。	

	<p>あれば、事業者の自由な事業展開を阻害し、ひいては日本の情報通信産業の国際競争力に甚大な悪影響を及ぼしかねない。</p> <p><b>【楽天株式会社】</b></p> <p>有料放送管理事業に係る規律を、コンテンツ規律として位置づけることには賛同致します。</p> <p>但し、新たな有料放送管理業務の提供者の登場も想定される中、具体的にどのような規律を、どのような事業者に適用させるかについては、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>その上で、同様のサービスを提供する事業者には、同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくことを要望致します。</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	
5	<p><b>【スカパーJSAT株式会社】</b></p> <p>プラットフォーム規律は「コンテンツ規律として位置づけることが適当」とされているが、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)については、具体的な規律に特段の記述が見られない。</p> <p>従って、ケーブルテレビ事業者の放送(再送信含む)について、基本計画の対象外とする等の記載をすることが、法の趣旨を明確にする観点からは望ましいと考えるので、検討をいただきたい。</p> <p><b>【株式会社ジュピターテレコム】</b></p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	

## 6. 紛争処理機能の拡大

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>通信と放送の融合が進むこと及び地上テレビジョン放送による再送信同意に関する過去の経緯も踏まえて、電気通信事業紛争処理委員会にて対応する紛争事案について、その範囲を放送事業も含めた情報通信サービス全般に拡大することについて賛同する。</p> <p>ただし、再送信同意に関する紛争処理機能の拡大は現裁判制度の継続もあることから、裁判制度の成り立ちを考慮した上で手段の多様化を検討すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【個人14・19】
2		<p>どのような制度になるのか、具体的な姿は明らかではないが、事業者間の紛争処理に関して行政が係わることは極めて限定的であるべきだと考える。紛争の処理はあくまで民・民で話し合い、解決していくことを最優先におくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>電気通信事業紛争処理委員会の行う紛争処理手続は、簡易迅速な紛争処理手段として、紛争当事者の自主的な合意形成を促すものとして活用されているところであり、この位置付けは、同委員会の紛争処理機能について、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争や再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する場合にも変わるものではないと考えています。</p>	<p>他、同様の意見として、【KDDI株式会社】 【朝日放送株式会社】 【株式会社テレビ東京】 【株式会社毎日放送】 【讀賣テレビ放送株式会社】 【社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 【社団法人衛星放送協会】 【経済産業省】 【楽天株式会社】</p>
3		<p>紛争処理機能は事後救済的な措置であるため紛争処理機能を拡大するよりも、まずは法律の予見可能性を高める工夫が必要と考えます。</p> <p>具体的には、ガイドラインで禁止行為の事例紹介を行うなどが考えられます。</p> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】</p>	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	
4		<p>「電気通信事業紛争処理委員会」の処理機能を再送信に係る紛争にまで拡大し、その実効性を担保するのであれば、そこで問題が解決するはずであり、再送信同意についての裁判制度を維持する必要はない。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p>	今般の答申(案)においては、総務大臣による裁定に加え、電気通信事業紛争処理委員会の処理機能を拡大することにより、紛争処理手段の多様化を図るものです。	
5		<p>電気通信事業紛争処理委員会を拡大する答申(案)となっているが、現在の同委員会は総務大臣が任命する五名の委員で構成されており、各界の意見を反映できる仕組みとはなっていない。機能の拡大にあたっては、</p>	電気通信事業紛争処理委員会は、事業者間の紛争事案を事後的に解決するための専門的な機関として許認	

		<p>表現の自由を扱う組織であることを含め、構成・権限などの見直しが必要であり、官による権限強化とならないような検討が別途必要である。</p> <p>【メディア総合研究所】</p>	<p>可部門から独立して設置されています。同委員会には5名の委員が両議院の同意を得て任命されているほか、専門的な事案を処理するために8名の特別委員も任命されており、紛争事案を公正・中立かつ円滑に処理する体制が確保されています。紛争処理機能の拡大に当たっても、この専門性、公正・中立性を引き続き確保していくことが重要と認識しています。</p>
--	--	--	--

## 7. 利用者利益の確保・向上のための規律

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	利用者利益の確保・向上のため、利用者向けの情報提供義務の差異の解消に賛同する。 【株式会社ジュピター・テレコム】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	他、同様の意見として、【個人14・19】【スカパーJSAT株式会社】【個人72】【株式会社WOWOW】【イーアクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】
2		「通信・放送分野におけるより有効な利用者保護の方策について、別途検討することが適当」との記述について、放送に関する利用者保護の対象を有料放送に限定していませんが、番組に関する苦情や問い合わせなど番組関連は対象とすべきではないと考えるので、放送分野の対象は有料放送に限定するのが適当と考えます。 【株式会社テレビ朝日】	答申(案)においては、有料サービス契約に係る規律について検討し、記述しているものです。なお、通信・放送分野におけるより有効な利用者保護の方策については、別途検討することが適当としています。	他、同様の意見として、【株式会社テレビ東京】【社団法人日本民間放送連盟】
3		情報通信法(仮称)が適用となる役務の契約にあたって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売といった販売方法をとる場合には、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルールの導入を求めます。 <理由> 先般、特定商取引法が改正され指定商品・指定役務制度が撤廃されました。しかし、他の法律により消費者の利益を保護することができると言認められた商品の販売又は役務の提供については政令で指定の上適用除外となります。総務省管轄の放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法の4法律の役務が適用除外となりました。 一方で、固定電話や光通信、ケーブルテレビなどの契約について、訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが散見されます。 特定商取引法の適用除外となったのは、他の法律で事業者指導がされることを予定したことですので、情報通信法(仮称)の具体化にあたっては、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売について、特定商取引法と同等の行為規制並びに民事ルール(クーリング・オフ、取消権、中途解約時の損害賠償請求の制限等)の導入が必要です。 【特定非営利活動法人消費者機構日本】	総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。	他、同様の意見として、【個人14・19】
4		情報通信分野の裁判外紛争解決手続(ADR)機関の設置を求める。		

<理由>

現在、情報通信事業者とトラブルとなった場合、身近な解決手段は当該事業者と自主交渉するか消費生活センターに斡旋を依頼することかと思います。

しかし、自主交渉においては事業者との情報力・交渉力の差が障害となります。また、情報通信分野の相談処理は専門的な知識を必要とするため、比較的円滑に斡旋等が行えるのは専門分野別に相談体制を整備している大都市の消費生活センターにとどまると思われます。

情報通信分野の役務の特殊性に鑑み、専門性を持ち情報通信分野に横断的に対応できる、中立的な裁判外紛争解決機関が必要です。

【特定非営利活動法人消費者機構日本】

## 8. その他の論点

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1		技術革新が日進月歩で進む現在においては、新たな課題が短い期間で顕在化するため、新たな通信・放送の法体系が整備された後も、定期的な評価と見直しの実施を行うよう答申に盛り込むべきと考えます。 【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】	ご指摘のとおり、 <u>通信・放送の法制の在り方は、不断に見直すべきものである</u> と考えますので、その趣旨の記述を追加します。	
2	(1)特定の法人の位置づけ	答申(案)はNTTを具体的な検討から除外し、NHKについても実質的な検討からはずしているが、日本の通信・放送制度を考える際に、この二つの事業体をどのように位置づけるかは大きな課題である。その検討がない状態で、「総合的な法体系」を呼称するのはまさに“羊頭狗肉”的答申であると言わざるを得ない。 【メディア総合研究所】	NTTの組織問題については、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」及び総務省の「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」において2010年の時点での検討を行い、その後速やかに結論を得ることとしており、NTTの組織問題が、必ずしもこの機会に検討すべきものであるとは考えていません。 また、答申(案)は、特殊法人たるNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないことを前提としています。	
3	①日本電信電話株式会社(NTT)の扱い	NTTの扱いは今般の法体系の大括り化の対象外となっているため、2010年のNTT組織問題での検討までは、NTTグループに対して行われている公正競争条件に係る諸規定については継続して盛り込むべきと考えます。 【イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社】	答申(案)において、伝送サービス関連の規律については、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。	
4	②日本放送協会(NHK)の扱い	無線局の他用途利用について、NHKは、「放送の業務を行うために法律により特別に設立された特殊法人であり、いたずらにその業務範囲を拡大すべきではないことから、慎重に検討することが必要」との指摘は妥当と考えます。 【株式会社テレビ朝日】	今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。	
5		そもそも今回の法体系の見直しは、通信・放送の融合・連携等のいつそくの進展を想定してこれに制度的に対応しようとするものであると受け止	今般の答申(案)においては、NHKは、受信料という特別な負担金で運営	他、同様の意見として、【日本民間放送労

		<p>めています。その意味では、現行放送法におけるNHKに係る規定を機械的に新たな法体系に整合するように置き換えるだけでは、NHKに融合時代にふさわしい役割を十全に果たさせるようにすることはできないものと考えます。</p> <p>例えば、NHKの音声国際放送は現在主として短波により世界に放送していますが、効果的・効率的に海外向けの情報発信をいっそう強化するためには、必ずしも短波等の無線放送によることを必須とせず、相手国の実情に応じて最も効率的でふさわしい方法で情報をお届けすることが求められています。一方、外国人向けのテレビジョン国際放送については、国内の外国人にも視聴できるようにしてほしいというご要望を多数いただいています。また、国内の難視聴地域においては、ICTの進展に対応した多様な手段による効率的な対策が可能になることが望ましいと考えます。</p> <p>このような課題を解決し、NHKに新たな時代にふさわしい公共的・先導的な役割を十全に果たせるようにするために、今後速やかに検討が行われることが必要だと考えますので、その旨を答申(案)において記述されるよう要望します。</p>	<p>【日本放送協会】</p> <p>され、法律で目的や義務が規定された特殊法人であり、こうしたNHKの位置づけは、新たな法体系においても変わるものではないとしているところです。こうした前提の下で、ご指摘の点については、今後、具体的な内容を明確にした上で、総務省において検討することが適当と考えます。</p>	<p>【労組連合会】【社団法人日本経済団体連合会】</p>
6	(2)既存事業者の位置づけ	<p>法体系の移行に際し、既存事業者に不利益を起こさないよう明記されていることについては評価できる。</p> <p>【中京テレビ放送株式会社】</p> <p>「既存事業者に対して不利益を引き起こすことがないよう、新たな法体系への移行に際して、承継規定を整備することが適当である。」とあるが、新たな仕組みへの移行によって期待できる、新規事業者の立場を、既存事業者と比較した場合、そのままでは既存事業者のほうが圧倒的力を変らず持っているといえるだろう。こういった中で柔軟に新規事業者が既存事業者に回収されるのではなく独自の形で参加し、メディア内が多様化し活発化していくためにも、新規事業者を参入しやすくするための取り決めを既存事業者との話し合いを通してより具体的に探り明示していく必要性があるのではないか。</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	<p>他、同様の意見として、【讀賣テレビ放送株式会社】</p>
7		<p>【個人66】</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	

## 9. 総括

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1	(全般)	<p>(1)制度の集約・大括り化</p> <p>新たな法体系においても、公正な競争条件や国民の利便が確保されるよう配慮することに賛成いたします。</p> <p>通信・放送関連の法体系の再編成にあたっては、NTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルールが、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提とすべきと考えます。むしろ、更なる整備を進めが必要です。</p> <p>現行の公正競争ルールの運用・適用が、通信・放送関連の法体系の再編成に伴い、実質的に後退するようなことがあってはならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>また、答申(案)において、伝送サービス関連の規律については、現行の「電気通信事業法」を核として制度の大括り化を図ることが適当としており、現行の電気通信事業法における公正競争確保に係る規律については、引き続き、新たな法体系においても維持していくことが適当と考えます。</p>	
2		<p>総論でも述べたとおり、「公正な競争」の実現こそが料金の低廉化やサービスの多様化等といった消費者利益の最大化に資するものであり、答申案にて「公正な競争条件」との文言が記載されたのは望ましい方向と考えます。この「公正な競争」の重要性に鑑み、法体系見直しの重要な視点である「制度の集約・大括り化の目的」としてこれを明確に掲げ、通信・放送の総合的な法体系を整備すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>答申(案)9(1)①において、ご指摘の、公正な競争条件等が確保されることを目的として制度の集約・大括り化を行うという趣旨を明確に記述していると考えます。</p>	
3	(2)情報の自由な流通の促進			
	(3)迅速かつ柔軟な事業展開の促進、経営の選択肢の拡大	<p><b>●受信者の利益保護の観点から</b></p> <p>「表現の自由」を受信者は理解していると考える一方で、3/4 ページに表す通り受信者の利益保護がおざなりになっている以上、特に報道番組においては<u>受信者の利益保護</u>とセットで検討することが策定へ向けた大前提であり、答申案として曖昧さが残っていると言わざるを得ない。当時に各放送事業者は受信者の視聴が支えている現実も踏まえ、文言として以下を御提案させて頂きたい(下線部が変更点)。</p> <p>～答申(提案)～</p> <p>③ 表現の自由享有基準</p> <p>具体的な要望等に基づき、必要に応じて、その緩和又は弾力化について<u>受信者の利益保護</u>を踏まえ検討することが適当である</p>	<p>答申(案)1(3)において、法体系の見直しに当たって、受信者の利益の保護を実現することを重視することとしており、この趣旨は、新たな法体系全体に適用されるものです。</p>	

	(4)情報通信の安全性・信頼性の確保			
	(5)利用者・受信者の利益の確保			
4	①番組規律	<p><u>●受信者の利益保護の観点から</u></p> <p>「民主主義の健全な発達」や「基本的情報の共有の促進」の点で、受信者の資するところの大きい報道番組は「事実を伝える番組」たるシンボリックが欠かせない。</p> <p>以下、ご提案させて頂く(下線部が変更点)。</p> <p>～答申(提案)～</p> <p>① 番組規律</p> <p>放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、報道、教育、教養等の番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適當である。</p> <p>～以下省略～</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>① 番組規律</p> <p>放送事業者の社会的責任を踏まえ、視聴者の適切な番組選択に資するよう、放送番組ごとに、教育、教養、報道、娯楽といった番組の種別、当該種別の放送時間等の公表を放送事業者に対して求める制度を導入することが適當である。</p>	
5	②利用者保護規律の充実	<p>大いに賛成である。消費者の商品知識がばらばらのジャンルであり、啓発活動も含め、消費者あっての事業展開との視点で事業者には対応してもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>今般の答申(案)に対する賛成意見と考えます。</p>	他、同様の意見として、【個人15】
6		<p>通信・放送分野におけるより有効な利用者保護の方策について検討する際、消費者団体、消費者相談員などの意見を聞く場を設けてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】【個人19】</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適當と考えます。</p>	

## 10. その他(答申に書かれていない内容等について言及されているもの)

No.	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方	備考
1		<p>デジタル放送における電波の再分配の中で、市民への参画について十分な検討が行われなかつたのでは遺憾である。韓国や英国、その他の国々では、放送と通信の融合やデジタル化の進展の中で、市民の番組を放送する場を確立する「パブリックアクセス」や市民による非営利のラジオ放送「コミュニティラジオ」などが相次いで法制化している。近年では、環境の遅れていたアジアにも広がってきている。</p> <p>デジタル化による発生するホワイトスペースや公共放送のチャンネルにおいて、他の先進諸国同様、ラジオ・テレビ電波を市民にも割り当てるシステムやシステムを支えるメディアセンターの設置を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】</p>	今般の答申(案)に対する参考意見として承ります。	他 同様の意見として、【特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構】【個人67・74】
2		<p>本答申案に基づき、制度が集約・大括り化された場合、それぞれの行政手続等を所管する部署の再編成が必要になると考えられる。今後の法案検討にあたって、独立規制機関の設置も含めた行政組織の在り方について検討を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【社団法人日本経済団体連合会】</p>	放送や通信の分野に限らず、行政組織についての不断の見直しは必要であり、平成13年の中央省庁等改革の実施状況の点検等を含め、政府全体として検討していくことが必要な問題と考えます。	他、同様の意見として、【特定非営利活動法人 OurPlanet-TV】【通信・放送の総合的やない法体系を考える研究会】【日本民間放送労働組合連合会】【株式会社エフエムわいわい】【個人33・47・61・74・75・77】
3		<p>情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制についても、今後の検討課題として掲げるべきです。その際には、官が担うべき役割についてそれを極小化する方向で再検討し、担当範囲を真に必要なものに限定して、それ以外はすべて民に委ねることを検討すべきと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>通信・放送の融合・連携による新サービスを促進し、情報通信産業の国際競争力を強化するためには、それを担う組織も日々変わる市場環境に柔軟かつ適時適切に対応できることが必要になります。また、事業者のイノベーションを生み出し、国際競争力強化を的確に行っていくためには、民間の自律に委ねられるところは極力委ねることが適当であります。</p> <p style="text-align: right;">【楽天株式会社】</p>	<p><u>答申(案)9に制度改革に際しては、規律を必要最小限のものとすることを目指すべきという記述を追加します。</u></p>	

4	<p>視聴覚障害者対応策を考えるのに、実際視聴覚障害者の意見は取り入れられているのでしょうか。</p> <p>彼らにしかわからない気づきもあると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人38】</p>	<p>総務省において、今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、平成18年10月から平成19年3月まで総務省において開催された「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」において、障害者団体からもご参加をいただき、ご意見等を踏まえながら検討が行われています。</p>	
5	<p>新たな法体系においては、あらゆる伝送形態におけるコンテンツへのアクセスを保障する仕組みを設けるべきである。現在、個々の放送・通信サービスにおいて、障害者の情報利用のための施策が一定程度講じられているにもかかわらず、障害者がコンテンツを利用できない場合が多い。具体例を挙げれば、テレビ放送等のコンテンツをインターネット等でオンデマンド配信を行うサービスにおいて、元々の放送番組に字幕等が付されているにもかかわらず、オンデマンド配信においては字幕等が付されないために聴覚障害者等が利用できない。またテレビ放送についても、字幕放送、解説放送に関する行政指針が出されているものの、地上デジタル放送受信機の操作に音声フィードバックがないことから、視覚障害者等が利用できないなどの問題がある。</p> <p>また、電話サービスは音声のみであり、聞こえない障害を持つもの、発声できないもの、環境により聞くことが出来ないものには利用が出来ない。ITU の規格に電話サービスが取り込まれたことにより、わが国の音声電話サービスにもそのキャリアのいかんを問わず、電話リレーサービスならびにテレビ電話サービスの実施を義務づけるなどアクセシビリティを保障すべきである。</p> <p>新たな法体系においては、個々の通信・放送サービスごとの施策を講じるのみならず、放送・通信の利用をすべての人に保障するという観点から包括的な施策を講じるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【障害者放送協議会】</p>	<p>総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>他、視覚障害者に対する配慮を求める意見として、【特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会】、聴覚障害者に対する配慮を求める意見として、【社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会】</p>
6	<p>全体的に、専門的かつ抽象的な用語が多く、文章の意味を理解するためにかなりの専門的な知識が必要であると思われます。今回のようにパブリックコメントを一般から募集するのであれば、もう少しありやすい記載を心がけていただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	<p>今般の答申(案)に対する参考意見として承ります。</p>	
7	<p>今回の放送、通信に関する法体系の見直しは、市民生活にとっても重</p>	<p>意見募集及び結果については、総</p>	<p>他、同様の意見とし</p>

要な意味のあることであると思います。その割には、このパブリックコメント募集に関する情報提供が少ないため、多くの人がこの出来事に気付いていないのではないかと思う。マスメディア自身に関わることもあるので、もっと広告・宣伝を広く行いパブリックコメントをより多くの人に書いてもらう努力が必要ではないでしょうか。

また、今回のパブリックコメントの集計結果は公表していただきたいと思います。

【個人24】

務省のHPで公表しています。

意見募集の方法については、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。

て、【個人47・50・60】